

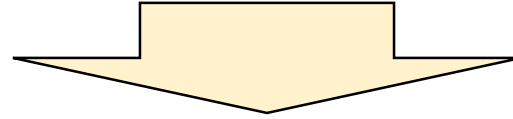
文化芸術の振興を通じた地域の活力増進について



文化芸術の振興を通じた地域の活力増進について ー本日のご説明の流れ

（１）官民一体となった文化芸術の振興に係る新経済・財政再生計画改革工程表2021の進捗状況について

- ・第１期文化芸術推進基本計画期間は、文化芸術活動が制約されるなど、**コロナ禍の影響**を大きく受けた。
- ・**文化芸術を活用した地域活性化**を図ることが急務。このため、**寄附受け入れのインセンティブを高める方策**や、民間の活力を活用すべく**PPP／PFI活用**を進めていく必要がある。
- ・先端技術を活用し、民間の活力も活用した文化財の保護・活用や、文化施設の活動支援、アート市場の活性化、著作権に関する簡素で一元的な権利処理方策の検討等を引き続き進めていく。



（２）文化芸術の振興を通じた地域の活力増進に向けた取組について

文化芸術分野においては、**デジタル技術を活用した表現の多様化、親しみやすい環境の整備**が進展しており、様々な良好事例を展開していくとともに、「**日本博**」等の場で**新技術を活用した展示**を進めることで、地域活性化につなげていくことが肝要。

こうした事例も含めて、文化芸術推進基本計画（第１期）の中間評価において示された事項を踏まえて、文化庁において**文化芸術推進基本計画（第２期）**に盛り込んでいくこととする。

**官民一体となった文化芸術の振興に係る
「新経済・財政再生計画改革工程表2021」の進捗について**

政策目標

文教・科学技術 4. 官民一体となった文化の振興

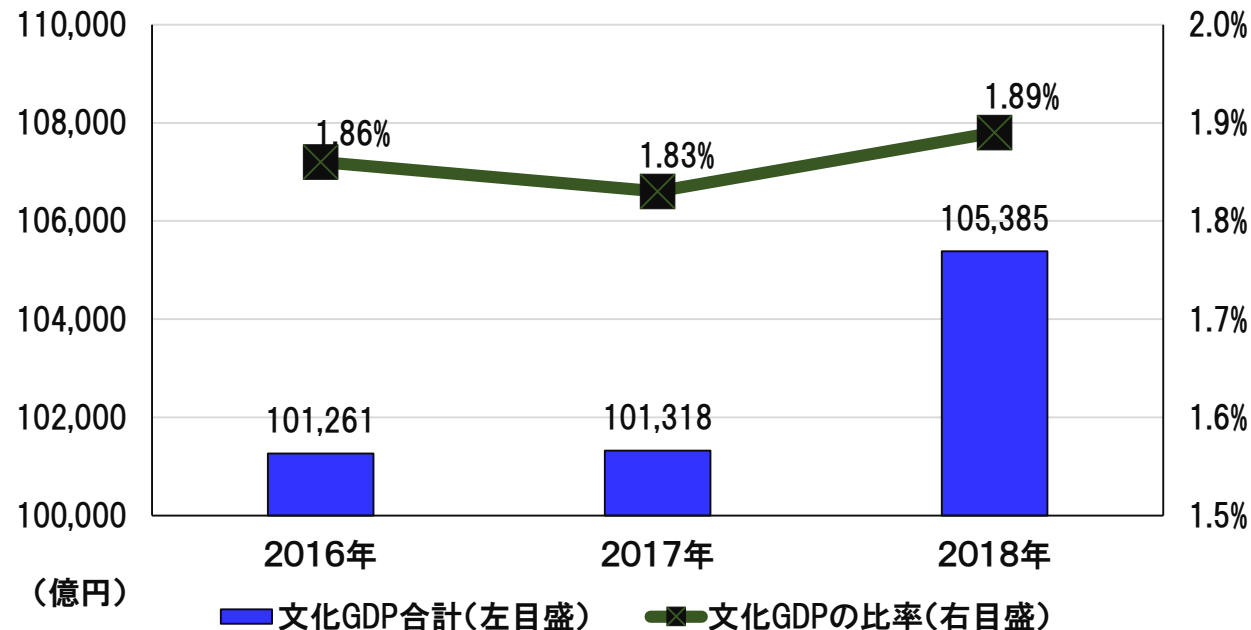
文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。

○2025年の文化の市場規模：18兆円（GDP比3%程度）

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 【2016年度：9.6%→上昇】 ○国立美術館・博物館の寄付金受入額 【2016年度：国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.5億円 →増加】 ○文化の市場規模 【2025年までに18兆円（GDP比3%程度）に拡大】 ※2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画を踏まえ、KPIを更新	○国立美術館・博物館の自己収入の増加 【毎年度、前年度実績を上回る】 ○文化施設の入場者数・利用者数の増加 【2017年度：約1.4億人→増加】 ○アート市場規模の拡大 【2021年までに7%に拡大】 ※2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画を踏まえ、KPIを更新	15. 民間資金を活用した文化施策の推進 （民間資金等による文化財の保存・活用の推進） a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施。 （国立美術館・博物館の機能強化） b. 民間企業と連携した取組や先端技術を活用したコンテンツの充実、データの活用等を推進し、経営面等における国立美術館等の機能強化に努める。 c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。 （アート市場の活性化） d. 企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を踏まえた美術の振興を図る機能の整備。 （簡素で一元的な権利処理方策の実現） e. DX時代に対応するため、コンテンツの利用に関する多数の権利者の許諾について、簡素で一元的に権利処理できるような制度を検討し、必要の措置を講じる。 （ポストコロナの文化政策） f. 2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画と合わせて、ポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。 《a-f:文部科学省》			

文化芸術推進基本計画（第1期）期間における経済効果の規模について

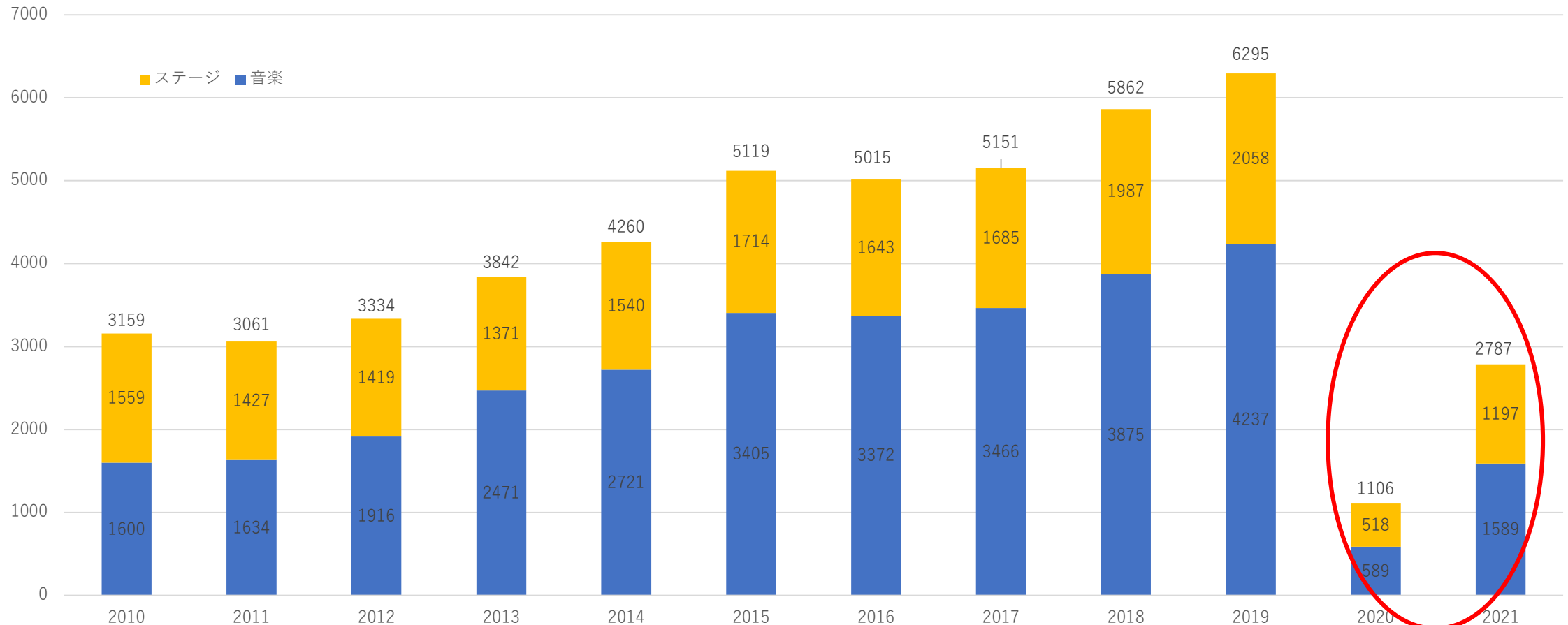
- 文化芸術推進基本計画（第1期）の策定時において、2025年までに文化芸術産業の経済規模（いわゆる文化GDP）をGDP比3%程度に拡大することを目指すこととし、計画に基づく文化芸術政策を推進してきた。
- 文化GDPについては、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が主導した、文化の経済的な価値を図る国際的な指標づくりの取組の成果を受け、文化芸術推進基本計画（第1期）期間中に、文化庁において数値を精査し公表したところ。
- 新たな基準に基づく算定値として、計画策定前（2017年）の文化GDPは、約10.1兆円（GDP比約1.83%）であった。計画期間中の数値として確定している最新のものは、2018年の約10.5兆円（GDP比約1.89%）であり、計画策定前より微増となっている。



文化GDPの推移(2016～2018年)

コロナ禍による文化芸術への影響（ライブ・エンタテインメント市場規模の減少）

- 文化芸術分野は、計画2年目の後半（2020年1月）からコロナ禍の影響を大きく受けており、今後明らかとなる2020年以降の文化GDPは、コロナ前よりも減少している可能性があるものと考えられる。
- 例えば、民間シンクタンクの調査によると、ライブ・エンタテインメント市場規模は、2020年から、コロナ禍の影響を強く受け、大幅に減少している（2019年比で2020年：82.4%減少、2021年：55.7%減少）。



（金額：億円）

出典：ぴあ総研調査「ライブエンタテインメント市場規模・将来推計」

寄附収入増加に向けたインセンティブ付与について① 文化財保護のための資金調達ハンドブックの発行・周知

クラウドファンディング

ふるさと納税・企業版ふるさと納税



CASE STORY B-1
江戸時代の歴史的建造物を復元に資したい

概要
江戸時代中期に建てられた歴史的建造物の復元を目的として、クラウドファンディングを実施しました。復元には、歴史的建造物の調査、設計、施工、維持管理などが必要であり、クラウドファンディングは、復元資金の調達に有効な手段です。

課題
復元資金の調達、復元作業の進捗管理、復元後の維持管理など。

成果
クラウドファンディングを通じて、復元資金を調達し、復元作業を進めました。復元後の維持管理も、クラウドファンディングを通じて行っています。

CASE STORY B-2
事業への参画の経緯をプロジェクトで

概要
事業への参画の経緯をプロジェクトで、クラウドファンディングを実施しました。プロジェクトは、事業の企画、実施、評価などを含みます。

課題
プロジェクトの企画、実施、評価など。

成果
クラウドファンディングを通じて、プロジェクトの資金を調達し、事業を進めました。

CASE STORY E-1
寄附金で現場の危機にあった建造物の修理

概要
寄附金で現場の危機にあった建造物の修理を目的として、クラウドファンディングを実施しました。修理には、建造物の調査、設計、施工などが必要であり、クラウドファンディングは、修理資金の調達に有効な手段です。

課題
修理資金の調達、修理作業の進捗管理、修理後の維持管理など。

成果
クラウドファンディングを通じて、修理資金を調達し、修理作業を進めました。修理後の維持管理も、クラウドファンディングを通じて行っています。

CASE STORY E-2
築城400年にむけ寄附金の使い道を拡充

概要
築城400年にむけ寄附金の使い道を拡充を目的として、クラウドファンディングを実施しました。使い道には、築城の調査、設計、施工などを含みます。

課題
築城資金の調達、築城作業の進捗管理、築城後の維持管理など。

成果
クラウドファンディングを通じて、築城資金を調達し、築城作業を進めました。築城後の維持管理も、クラウドファンディングを通じて行っています。

地域活性化ファンドからの投資



CASE STORY D-1
歴史的建造物で分譲型ホテルを運営

概要
歴史的建造物で分譲型ホテルを運営を目的として、クラウドファンディングを実施しました。ホテルの運営には、歴史的建造物の調査、設計、施工などが必要であり、クラウドファンディングは、運営資金の調達に有効な手段です。

課題
運営資金の調達、ホテルの運営管理、歴史的建造物の維持管理など。

成果
クラウドファンディングを通じて、運営資金を調達し、ホテルの運営を進めました。歴史的建造物の維持管理も、クラウドファンディングを通じて行っています。

PFI方式／コンセッション



CASE STORY G-1
コンセッション方式で、歴史的建造物の町家ホテルを運営

概要
コンセッション方式で、歴史的建造物の町家ホテルを運営を目的として、クラウドファンディングを実施しました。町家ホテルの運営には、歴史的建造物の調査、設計、施工などが必要であり、クラウドファンディングは、運営資金の調達に有効な手段です。

課題
運営資金の調達、町家ホテルの運営管理、歴史的建造物の維持管理など。

成果
クラウドファンディングを通じて、運営資金を調達し、町家ホテルの運営を進めました。歴史的建造物の維持管理も、クラウドファンディングを通じて行っています。

見せる修理
修理観光収入を工事費の一部に充当



CASE STORY H-3
修理観光が工事費の一部償還に貢献

概要
修理観光が工事費の一部償還に貢献を目的として、クラウドファンディングを実施しました。修理観光には、歴史的建造物の調査、設計、施工などが必要であり、クラウドファンディングは、修理資金の調達に有効な手段です。

課題
修理資金の調達、修理作業の進捗管理、修理後の維持管理など。

成果
クラウドファンディングを通じて、修理資金を調達し、修理作業を進めました。修理後の維持管理も、クラウドファンディングを通じて行っています。

寄附収入増加に向けたインセンティブ付与について② 企業版ふるさと納税の推奨

■ 近年、企業版ふるさと納税を活用した文化芸術関係の好事例も出てきている。

企業版ふるさと納税の好事例

①岡山県瀬戸内市の事例



②香川県の事例



③京都府の事例

アート&クラフト市場の活性化と文化観光のコラボ
による文化芸術産業創生事業

若手アーティストたちがコンテンポラリーに表現した作品が一堂に展覧される「ARTIST'S FAIR KYOTO」の開催を通して、既存の美術ファンに留まらず、企業経営者など支援者となる新たな層とアーティストを結び、地方にあってこそ才能ある作家が伝統的に活動し、新たな文化が創成され続けるサイクルを整え、かつ、文化資産を舞台にアーティストの創造性を生かして新たな発表の場をつくり、社会で芸術を共有する機会の広がりを生み出すことを目指します。

令和2年度の取組

- ARTISTS' FAIR KYOTO 2021 | の開催

1. 時期：2021年3月6日(土曜日)～7日(日曜日)
2. 会場：京都文化博物館別館、京都新聞ビル地下1階
3. 概要：

- ・国内外で活躍するアーティスト達がセレクトした、将来に期待を寄せる若手アーティスト達の作品を主体に、京都を代表する近代建築をユニークにしつらえた会場で展示公開。「美術展とアートフェアの境を取り払った新しいアートイベント」として人気を集める。
- ・会場では若手アーティスト達が観客を待ち受けており、作家×観客の販交も交えたコミュニケーションによって完成するカルタナティブで「熱気溢れる」展覧会。国内外のアート関係者、アートファンのみならず、都内・関西の著名な企業経営者から、訪日観光客まで多彩な層が来場。
- ・展覧会開催後にも若手アーティスト達へ国内外のアート関係者、企業関係者等から多くの制作依頼があり、国内外で広く、次世代の日本の美を発信する機会となっている。

※開催を予定していた、「Art Collaboration Kyoto」は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。

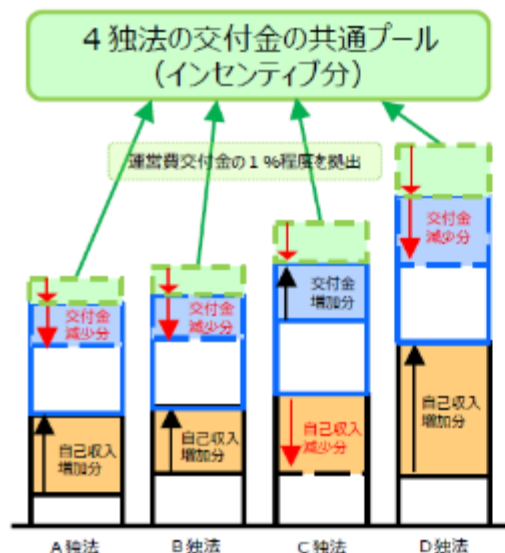
寄附収入増加に向けたインセンティブ付与について③ 新たな制度／新たな形態の寄附受入

独立行政法人への自己収入増加インセンティブの導入

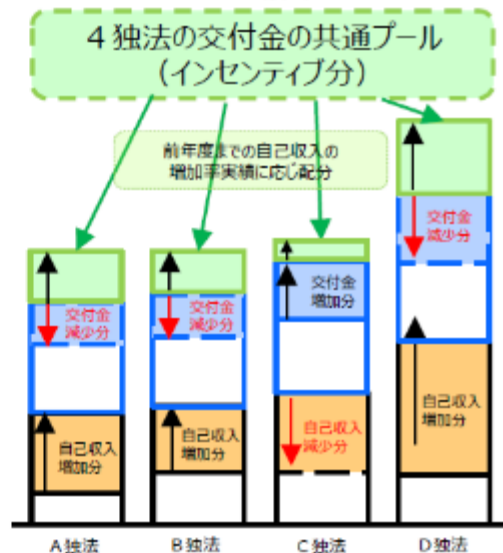
○ 運営費交付金から独法ごとに一定割合を共通プールに拠出し、前年度までの自己収入の増加率実績に応じて、共通プールから各法人に配分。

○ 経費の配分にあたっては、プールした金額の半分を総収入の増加率、もう半分を入場料収入を除く寄附金等による収入の増加率に基づく評価をして配分することで、外部資金の獲得に向けた取組を促進。

① 現行ルールに基づき算定した運営費交付金から、独法ごとに一定割合（交付金の1%程度）を共通プールに拠出する。



② 前年度までの自己収入の増加率実績（%）に応じ、共通プールから各独法に配分する。
※独法全体への交付金総額は変化しない。



（出所）財政制度分科会（令和4年4月8日）資料より抜粋

NFTを活用した寄附等への活用事例

名和晃平氏の「White Deer (Oshika)」の原盤データをNFT化 石巻市へパブリックアートの寄贈を目指す

（株式会社TRiCERA、2021年11月5日）

- 現代アートのグローバルマーケットプレイス事業を展開する株式会社TRiCERAは、彫刻家・名和晃平氏の彫刻作品「White Deer (Oshika)」の原盤3Dデータ／コンセプトムービー／ドキュメントムービーを含むデータパッケージを、NFTとして販売いたします。



AUCTION ENDS: 13 09 13 52 DAYS HRS MIN SEC VIEW ARTWORK

- 名和晃平氏コメント

「今回の取り組みは新しい時代を迎えた私たちにとって、パブリックアートとは何か、社会彫刻が持つ意味とは何か、という問いかけでもあります。芸術祭やアートスペースがつくれる時、さまざまなプレッシャーと限られた予算のなかでアーティストは可能な限りの挑戦をします。その場その時にしか生まれ得ない奇跡の塊のような作品たちを、どのように維持管理し次世代に繋ぐのかと考えた時、NFTの持つ社会的な意義や役割が見えてきました。」

（出所）PRTIMES 株式会社TRiCERAのプレスリリースより

文化審議会文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ政策提言（抄）

文化芸術領域への寄附について

- 大前提として、文化芸術団体等が、寄附等を通じて自己収益を上げやすくなる環境整備が必要である（文化経済部会における課題）。
- クラウドファンディング等の個人による寄附活動は、今後も増加していくことが見込まれる。そうした寄附プロジェクト形成に重要な役割を果たすプラットフォームの役割を整理した上で、文化芸術振興の観点から具体的な活用促進策を検討すること。
- 寄附に関する税制優遇については、既に様々な措置が存在しているにも関わらず、必ずしもそれらが十分に活用されていない。特に文化芸術分野における寄附を促進するため、自治体や企業等に対して、「企業版ふるさと納税制度」をはじめとした既存制度について、制度内容や事例、効果的な活用ノウハウ等を訴求しつつ、具体的な活用促進に向けた仕組みを検討すること。
- 個人や法人などが長く保有しているが、顕在化していない美術品等は数多く存在するとみられる。こうした美術品を後世に残していく観点から、相続・寄贈・遺贈等を円滑に進められるよう、相談体制の整備や、寄贈者や受贈者である美術館双方にとって使い勝手のよい枠組みを検討すること。

文化施設におけるPFIの進捗状況の例（国立劇場の再整備に係る整備）

文部科学副大臣のもと、関係省庁（※）によるプロジェクトチーム（P T）において、令和2年7月に策定した「国立劇場の再整備に係る整備計画」について、その後の進捗を踏まえ、一部改定を実施。

※文科省、文化庁、内閣官房、国土交通省、日本芸術文化振興会（国立劇場）

機能強化等の方向性：（1）伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化、（2）文化観光拠点としての機能強化、（3）周辺地域との調和等

◆国立劇場のスペック

- ・伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点として、国内外の人々の交流を生み出す文化観光拠点となるように整備を行う。
- ・施設のデザインには、木材活用等により和を感じさせるなど「日本らしさ」を取り入れ、風格・品格を備えた施設とする。
- ・感染症への対策など集客施設としての対応を充実するとともに、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場するすべての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導入する。

（1）伝統芸能の魅力を適切に表現できる舞台設備

舞台間口及び奥行き拡張、花道及び文楽舟底の自動化、電動巻上式吊物機構の導入、各劇場楽屋の狭隘化解消、大道具関連施設の拡充と防音対策、稽古場の狭隘化解消及び防音・防振対策、可変式プロセニウム・アーチの導入等



（2）人材養成にかかる機能強化

研修機能の集約、諸室・スペースの拡充、研修室の防音・防振対策等

（3）展示機能の充実と普及・発信機能の強化

観劇を目的としない人々も利用できるグランド・ロビーの新設、体験型展示施設の拡充、舞台裏を見学できるツアー動線の新設、短時間で観劇体験ができるイベントスペースの新設、ICTの活用等による新たな鑑賞環境の創出に向けた機能強化等



（4）レストラン、カフェ、ショップの整備

観劇を目的としない人々も利用できるレストラン・ショップ等をグランド・ロビーに接して配置し、これらの魅力向上等を図る。

◆民間収益施設の導入の考え方、PFI事業スキーム

（1）民間収益施設の導入の考え方

施設整備及び維持管理・運営を一体でPFI事業に位置付けたうえで、PFI事業の付帯事業として定期借地権等を活用した民間収益施設の設置を前提に進め、文化観光に資するホテルに加え、事務所、レストランやカフェ、売店等を想定する。

（2）PFI事業の業務範囲

施設整備業務のほか、建築物及び一般的な設備機械の維持管理業務や劇場運営業務の一部（公演の本体業務及びその付随業務以外）を含め、BTO方式・サービス購入型を前提に進める。

（3）コスト、PFI事業の事業期間

PFI事業費の平準化による年度負担額の抑制及び民間事業者のリスク負担軽減とのバランス等について引き続き検討を進めるとともに、マーケットサウンディングの結果や市場の動向等を踏まえて事業期間を設定。

◆今後の進め方

- ・具体的な舞台・諸室の機能について、日本芸術文化振興会は文化庁と連携し、実演家や芸術団体等多方面にわたる関係者の意見を聞きながら調整する。
- ・劇場部分の面積については、地下駐車場等を除き概ね50,000㎡とする。
- ・民間収益施設を含めた施設計画については、関係機関と引き続き調整・協議を進める。
- ・近接する準町換気所の配置・景観及び永田町駅・半蔵門駅からのアプローチの改善・景観整備について、関係機関等と協議を進める。

◆スケジュール

再整備後の再開場時期は、令和11年秋を目指す。本整備計画は、今後の検討状況を踏まえ、必要に応じ改定を行う。

令和3年度	実施方針概略の策定
	実施方針の公表、特定事業の選定・公表
令和4年度	入札手続き～契約締結
令和5年11月	現国立劇場施設の休館
令和11年秋	再開場

文化施設におけるPFIの進捗状況の例（地域の文化施設における活用事例）

大阪中之島美術館の事例（大阪市所管）

大阪市中中之島エリアに「大阪中之島美術館」を新設

- 運営段階から **P F I コンセッション方式を日本の美術館として初めて導入**
- 入館料収入等で全ての維持管理・運営費用を賄うことが困難であることから、料金収入の他、サービス対価を支払う **混合型コンセッションを採用**
- 事業期間 17年間（希望に応じ最大15年間のオプション延長が可能）

■沿革

平成28年	7月	内閣府「平成28年度 高度専門家による課題検討支援」の支援対象に決定
平成29年	3月	民間事業者への意向調査等を踏まえ、美術館運営へのコンセッション方式導入の効果や、留意点等を取りまとめ
	5月	文科省「文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業」委託契約締結
	8月	導入可能性調査開始
平成30年	3月	導入可能性調査結果の取りまとめ。VFMについて確認。
	6月	文科省「文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業」委託契約締結
	10月	実施方針（案）公表
平成31年	1月	関心表明事業者へのヒアリング
令和元年	6月	実施方針公表、募集要項等の公表
2年	2月	優先交渉権者の公表
	4月	公共施設等運営権実施契約の締結
	7月	公共施設等運営権を設定
4年	2月	開館

○敷地

所在地：大阪市北区中之島4丁目
敷地面積：12,870㎡
用途地域：商業地域

○建築

階数：地上5階建て
延べ面積：20,012㎡



①国立文化財機構 文化財活用センターの取組

○ 技術を活かした文化財の新たな展示

関東大震災で一部焼失した国宝「花下遊楽図屏風」を最新技術で復元（キャノン株式会社との共同プロジェクト）。高精細複製品を展示し、**プロジェクションマッピングと音響による幻想的な空間を創出**。



◀ 展示風景



明治時代に撮影された
写真を元に復元複製▶

②国立科学博物館 科学系博物館イノベーションセンターの取組

○ 企業等と連携した共同事業

NTTドコモとの共同実証事業として、XR※コンテンツ展示イベント「XRで楽しむ未来の展示」を実施。展示室の本物の剥製を見ながら、表示される動物の情報や、頭骨などの3Dモデルを見て操作することにより、**これまでにない視点から観察するなど、新しい博物館展示を体感できる**。

※VR(仮想現実)、AR(拡張現実)、MR(複合現実)といった先端技術の総称



コンテンツイメージ
(イメージ提供：NTTドコモ)

「博物館法の一部を改正する法律」について

現状・課題

【現状】

●博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- ・社会教育施設として、資料の
①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究
を行う機関
- ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・
相当施設の指定を制度化
- ・学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等

【課題】

●設置形態の多様化

- ・約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
- ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一
層多様化

●博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携
（文化芸術基本法）
- ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文
化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範
囲を拡大し、まち
づくり・国際交
流、観光・産
業、福祉等との
連携を範疇に

2018年
文科省設置法
の一部改正
・博物館行政を
文化庁が一括
して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐ
ミュージアム」とし
て、博物館を文
化観光、まちづ
くり、社会包摂
など社会的・地
域的課題と向き
合うための場とし
て位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化
観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件
を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人
立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合す
るかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況
の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する
科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も
含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博
物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5
年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

博物館のネットワーク機能強化について（令和4年新規事業「博物館機能強化推進事業」）

背景・課題

博物館は、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野においてもその中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。令和元年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始している。

事業内容

文化審議会博物館部会において「これからの博物館に求められる役割」（5つの方向性）が提示され、これまで博物館が担ってきた基本的な役割とともに、新たに社会的・地域的な課題への対応と、持続可能な経営基盤の確立の必要性が示された。これを踏まえた博物館法の改正を見据えて、本事業では博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。

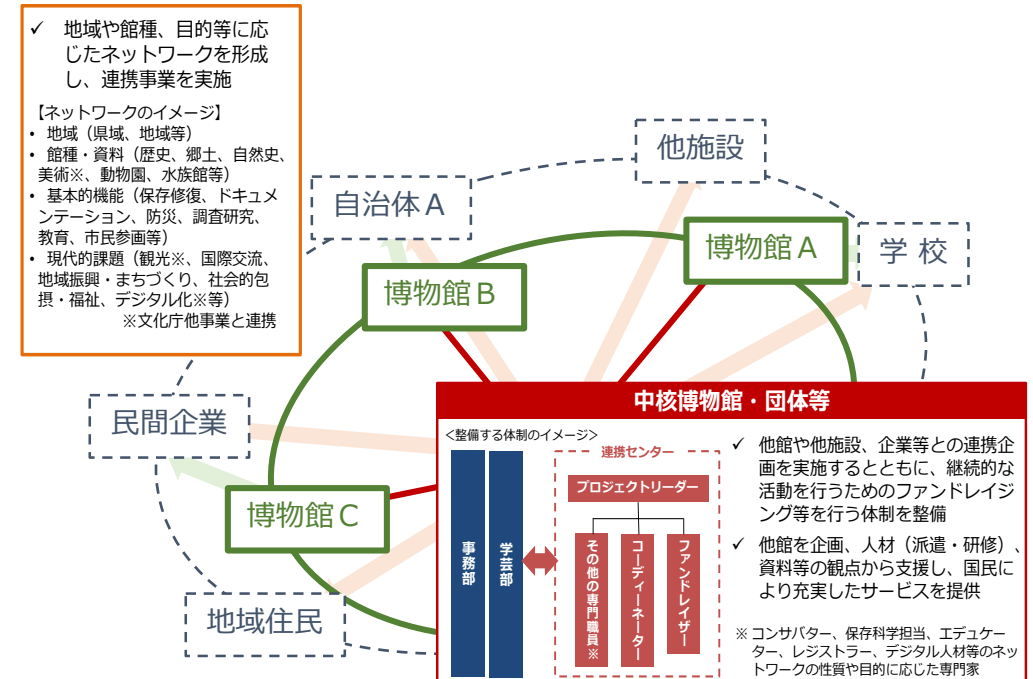
（1）Innovate Museum事業

- ①地域課題対応支援事業
- ②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業

（2）博物館の経営改善・機能強化の促進事業

- ①新たな課題への対応のための組織改革の取組の促進
- ②新制度の実行のための体制整備

博物館ネットワークの形成支援事業の実施体制（イメージ）



文化審議会文化経済部会アート振興WG報告（抄）

- グローバル化やアジア圏域の経済成長に伴う目覚ましいアート界の拡充に対応し、これまでとは異なる振興策が必要。自国の文化芸術に対するプライドを醸成し、アジア各地との協働という新しい世界との関係性の構築が急務。
- 文化庁アートプラットフォーム事業（2018年度～）を継承する組織として、独立行政法人国立美術館「アート・コミュニケーションセンター(仮称)」が設置されることになり、これまで我が国に欠けていた「アート振興の主体」が実現する見通し。同センターの美術館振興機能の充実が望まれる。
- 今後は、同法人が対象領域をメディア芸術(映画,マンガ、アニメーション,ゲーム等)、デザイン、建築、ファッションといった現代の文化芸術領域全般に拡大し、我が国文化の魅力（ソフトパワー）の最大化、持続的な振興システムの形成へ。
- 「経済的価値」「社会的価値」の向上に向け、国内にアート振興を担う人材を育て、良質な作品が支持され、国内に蓄積され、資産化されていくという好循環を創り出す事が必要。そのために、日常的に良質の作品に触れられる美術館コレクションの充実と作品の価値を“言葉”で伝える批評の充実、アート・アーカイブの整備、鑑賞教育の充実が必要。

簡素で一元的な権利処理方策の実現

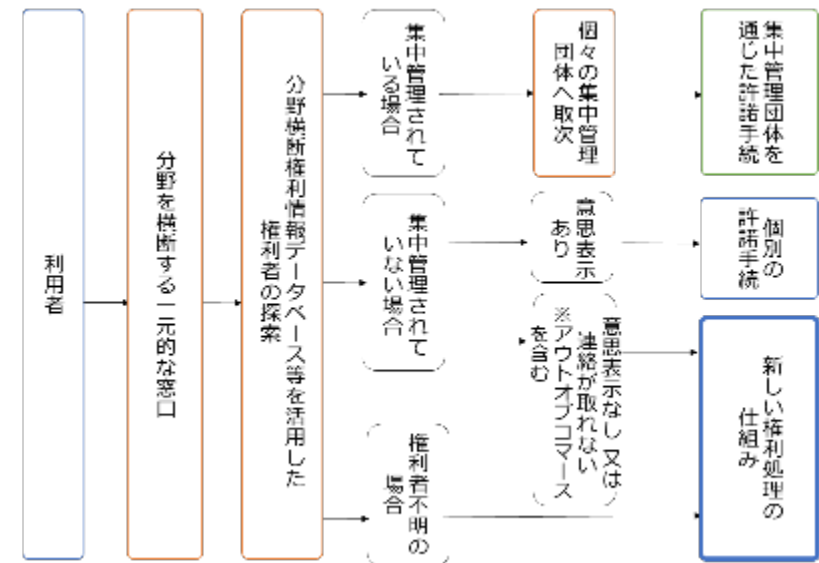
- ✓ 令和3年7月に文部科学大臣より「**デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について**」諮問。令和3年12月文化審議会著作権分科会中間まとめにおいてとりまとめられた内容を踏まえ、法制的課題について引き続き文化審議会において議論を行うとともに、環境整備について検討している。

- 著作権者などの探索を行うため、著作物等の種類や分野を横断する**一元的な窓口を創設**し、**分野横断権利情報データベース**等を構築
- 著作権者不明の場合、意思表示等がされておらず連絡がとれない場合などの著作物等について、**新しい権利処理の仕組みを創設**

意義・効果

- ・ 著作権者等の探索に係るコストが最小化
- ・ 意思表示がなかったり連絡がとれなかったりする場合の権利処理が容易になる
- ・ 著作物等を利用する際に相談できる窓口の存在により、適法な利用と著作権の普及・啓発を促進

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理イメージ



※ この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

新しい権利処理の仕組みの例

- ① いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与える
- ② 窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とする
- ③ 窓口組織が著作権者等不明著作物に係る文化庁長官への裁定申請手続を代行する

文化芸術の振興を通じた地域の活力増進に向けた取組について

デジタル技術を活用した文化芸術の魅力発信・地域活性化の取組事例

データベースにより、各地の文化芸術へのアクセス確保

地域に散在する文化財やアート情報をデータベース化して集約・発信し、各地の文化芸術に、より幅広い人がアクセスできる取組

【事例】

- ・「文化遺産オンライン」（各地の文化遺産を検索し、オンライン上で閲覧可能なポータルサイト）
- ・「Art Platform Japan」（各地の美術館の現代アートの情報を国内外に公開し、ネットワーク作りを推進するプラットフォーム）



更なる新技術を活用した取組

NFT*の活用による次世代へのアートの継承

【事例】

彫刻作品のデータパッケージをNFT化して販売し、売上げを活用して現実世界の彫刻（パブリックアート）の維持管理の費用に充て、次世代に継承する試み（宮城県石巻市・名和晃平「White Deer」）

*NFT…非代替性トークン（Non-fungible Token）



デジタル技術 × 文化芸術

デジタル技術を活用したレプリカ、コンテンツ、アーカイブ化、
自由度の高い作品活用・魅力発信による
まちづくり、観光への寄与 等

地域活性化

文化芸術の体験の機会と幅の拡大

デジタルコンテンツ等を活用した新たな体験の機会を創出

【事例】

・重要文化財「風神雷神図屏風」（東京国立博物館蔵）の高精細複製品やデジタルコンテンツを文化庁事業を活用し製作。プロジェクションマッピングと音響を組み合わせたインタラクティブな仕掛けにより屏風の意味を体感



- ・自宅にいながら国立科学博物館の中にあるような3Dビュー＋VR映像で展示を鑑賞できる「おうちで体験！かはくVR」



3Dデータ等で文化財の復元模型等を作製し、場所を問わず幅広い方が文化財に親しめる試み

【事例】

- ・国宝「埴輪 挂甲（けいこう）の武人」（東京国立博物館蔵）の樹脂製ハンズオンレプリカ（写真）※文化庁事業を活用
- ・文化財活用の幅を広げる「クローン文化財」（東京藝術大学）

博物館による地域の活性化

【事例】

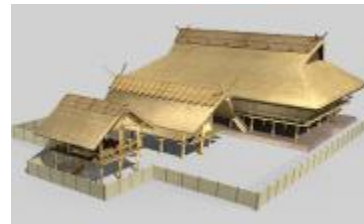
絵画の中に没入するように作品の世界観を全身で体感できる「3Dダイブシアター」（写真）など、新しい文化芸術鑑賞の体験機会を提供し、地域活性化に貢献（山梨県立博物館の事例）



3Dモデルを活用した史跡の「見える化」

【事例】

史跡「纏向（まきむく）遺跡」で発掘された大型建物群を復元する3Dモデル（高精細CG）を制作。観光客がスマートフォンで閲覧でき、建物の当時の様子やスケール感を体感。観光促進にも資する。（奈良県桜井市において、文化庁事業を活用して実施。今後公開予定）



アフターコロナを見据えたリアルとバーチャルの融合

メタバース、NFT等の先端技術を活用し、ボーダーレスで新しい鑑賞・体験を提供するとともに、バーチャル体験とリアル体験が、相互に誘導し合う仕掛けを導入

バーチャル日本博の活用



作品の展示やオンラインツアーの開催等を通し、コロナ禍でも日本博の体験機会を創出

日本博の世界をバーチャルでも体験



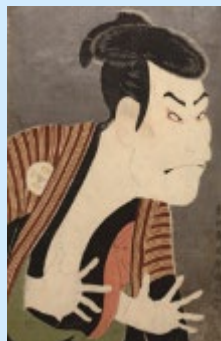
メタバースプラットフォームへの出展



様々なデジタル空間に出品 Decentralandより

バーチャルならではの楽しみ方を提案

NFTの活用



三代目大谷鬼次の江戸兵衛

NFTコンテンツとして再現した浮世絵を
購入した層に対して、日本をPR
→バーチャルの世界で、日本文化の
ファンコミュニティを形成
→インバウンド需要喚起など

日本文化のファンコミュニティを形成

リアルな文化体験



リアルで楽しむ



リアルな演出を肌で感じる

**デジタルネイティブ世代、
インバウンド等のリアルな来訪につなげる**

ポストコロナにおける文化政策の在り方について ―文化審議会における議論―

- 令和3年度において、文化審議会にて文化芸術推進基本計画（第1期）の中間評価（平成30年度～令和2年度）を実施した。
- 中間評価と併せて、文化芸術推進基本計画（第2期）の策定に当たって留意すべき内容をまとめ、公表している。

【文化芸術活動の推進】

○ 我が国の文化芸術は、コロナ禍の影響を大きく受け、その活動の中止・延期・規模縮小を余儀なくされながらも、未曾有の困難と不安の中で、国民に対して安らぎと勇気、日々の希望を与え続けた。引き続き、社会全体の健康や幸福を維持するため、コロナからの文芸復興及び更なる活動の活性を推進するために必要な施策を展開することが重要である。

その際、コロナ禍からの復興という視点を併せて、コロナ禍において文化芸術活動を振興するための対応として、文化施設におけるオンライン対応の進展や、文化芸術活動に関する鑑賞・表現方法の多様化が進んだことにも注目し、積極的な施策展開を意識することが必要である。

【文化芸術のグローバル展開】

○ 我が国の文化芸術・エンタテインメントが生み出すコンテンツは、個々の質は高く、国内における流通・消費は十分になされているものの、その海外展開については、国家としての戦略的な取組が十分であるとは言い難い。第2期基本計画において、我が国の文化芸術コンテンツのグローバル展開についての方向性をしっかりと位置づけ、その振興・活性化に必要な施策を展開することが重要である。

○ そのために、映画・音楽・舞台芸術等のコンテンツが有する国際的な競争力の伸長を図るとともに、マンガ・アニメ・ゲームその他の、我が国が国際優位性を有している分野の更なる発展を図るための施策の在り方を、他省庁とも連携し、第2期基本計画に盛り込むことが必要である。

ポストコロナにおける文化政策の在り方について ―文化審議会における議論②―

【文化財の保存・活用、文化観光の推進】

- 文化財修理、用具・原材料の確保のためには、第1期基本計画期間中に立ち上げた「文化財の匠プロジェクト」を、関係省庁が連携して計画的・積極的に推進していく必要がある。また、地方における文化財の保存・活用について、特に、文化財保護法に基づく、市町村における文化財保存活用地域計画の認定を進め、地方自治体と関係団体、文化施設、企業等との連携強化を進めていくことが重要である。同様に、文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体の参加を促すことが重要である。

【文化経済】

- 令和3年度に文化審議会に設置された文化経済部会における議論に基づき、我が国の文化と経済の好循環に資する施策を早急に検討することが必要である。その際、文化芸術表現に対する価値を形成・維持・増進することにより文化芸術活動が自律的・持続的に発展していくための政策運営に留意しながら、グローバル展開、アート市場活性化等といった切り口で取り組んでいくことが必要である。

- 寄附文化の醸成については、文化芸術に対する寄附意識を醸成し、寄附を促進するための、より一層の取組が必要である。また、国民の寄附行動の傾向を適切に把握できる指標について検討することが必要である。

【文化芸術政策の評価について】

- エビデンスに基づく政策立案（EBPM）を旨とするとともに、実効的にPDCAサイクルを機能させるために、文化政策に携わる各省庁が適切に政策遂行の成果を判断するためのデータを収集することが重要である。

- これまでの計画期間においては、例えば文化の経済規模といったマクロデータや、障害者や在留外国人による文化芸術活動への参加状況等のミクロデータが十分に収集・把握できていない面があり、また、世代等を問わず横断的に国民の文化芸術に対する意見、価値観を捉えるといったことが十分でなかった面がある。こうした点を踏まえて、丁寧なデータ収集、さらに文化芸術政策全般にわたる調査研究に向けて検討を進める必要がある。

- 地域の文化環境の満足度に関するデータについて、具体的な施策の検討に活用できるよう、質問項目の細分化など調査方法の工夫改善が必要である。

映画分野



濱口竜介監督「ドライブ・マイ・カー」
第94回米国アカデミー賞
・国際長編映画賞受賞
(13年ぶり2作品目)
・作品賞ノミネート(日本映画初)
ゴールデングローブ賞
・非英語映画賞(62年ぶり)

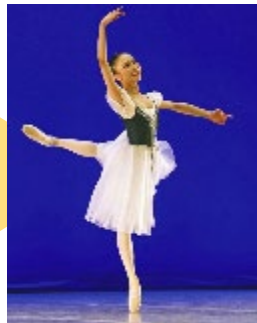
世界的に著名な文化芸術に関する
コンクールやアワードで、
続々と日本人の受賞が実現！

舞台芸術分野

田中月乃氏

第50回ローザンヌ国際バレエコンクール
2014年以来の日本人2位入賞

©東京新聞



<https://www.tokyo-np.co.jp/article/160711>

音楽分野

上野通明氏

ジュネーブ国際音楽コンクール(チェロ部門)
第1位入賞(日本人初)



反田恭平氏

第18回ショパン国際ピアノコンクール
第2位入賞(51年ぶり2人目)

岡本誠司氏

ミュンヘン国際音楽コンクール
(ヴァイオリン部門)
第1位入賞



三浦謙司氏

ロン・ティボー・クレスボン
国際音楽コンクール(ピアノ部門)
第1位入賞



©Jeremy Knowles